

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節 総則（第一条の二十四―第十三条）</p> <p>第二節 審判手続の開始（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 審判における主張等及びその準備（第十八条―第三十条）</p> <p>第四節 証拠</p> <p>第一款 総則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第二款 参考人審問（第三十六条―第四十八条）</p> <p>第三款 被審人審問（第四十九条）</p> <p>第四款 証拠書類及び証拠物の取調べ（第五十条―第五十三条）</p> <p>第五款 鑑定（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第六款 立入検査（第五十九条）</p> <p>第五節 決定（第六十条―第六十一条の九）</p> <p>第六節 雑則（第六十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節 総則（第一条の二十四―第十三条）</p> <p>第二節 審判手続の開始（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 審判における主張等及びその準備（第十八条―第三十条）</p> <p>第四節 証拠</p> <p>第一款 総則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第二款 参考人審問（第三十六条―第四十八条）</p> <p>第三款 被審人審問（第四十九条）</p> <p>第四款 証拠書類及び証拠物の取調べ（第五十条―第五十三条）</p> <p>第五款 鑑定（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第六款 立入検査（第五十九条）</p> <p>第五節 決定（第六十条―第六十一条の九）</p> <p>第六節 雑則（第六十二条）</p>

第三章 雑則（第六十三条）

附則

（特定関与行為に関する課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の八の二 法第七十二条の十二第一項に規定する内閣府令で定める額は、特定関与者（同項に規定する特定関与者をいう。以下この条において同じ。）又はその密接関係者に対し、次に掲げる行為の手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

一 法第七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為

二 前号の特定関与行為が開始された日以後に特定関与者が当該特定関与行為に係る開示書類提出者等（法第七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等をいう。）のために行つた行為（当該特定関与行為を除く。）であつて、当該特定関与行為に密接に関連するもの（法第九十三条の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。）

2 前項の「密接関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 特定関与者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二 特定関与者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

三 特定関与者と同一の親会社をもつ会社等（財務諸表等の用語、

（新設）

附則

（新設）

様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。）

四 特定関与者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する同族会社をいい、特定関与者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）

五 特定関与者（個人に限る。）の親族

六 特定関与者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

七 特定関与者の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この章において「役員等」という。）

八 前三号に掲げる者以外の者で特定関与者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

九 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十 法第七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産（法第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十 法第七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価

産をいう。以下同じ。)の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い(法第二十一条第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。))又は私募の取扱い(法第二十一条第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。))を行う金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。))に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この号において「運用報酬算定期間」という。))が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額(算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日(以下この号に

証券の買付け等をした場合、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二十一条第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い(法第二十一条第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。))又は私募の取扱い(法第二十一条第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。))を行う金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。))に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この号において「運用報酬算定期間」という。))が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額(算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日(以下この号におい

において「基準日」という。)において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額)に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額)の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為(法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下この章において同じ。)の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。))に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額

2

(略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における違反者と密接な

て「基準日」という。)において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額)に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額)の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為(法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。)の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。))に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額

2

(略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における違反者と密接な

關係を有する者等)

第一条の十一 法第七十三條第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社

二 違反者の子会社

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等

四 違反者(個人に限る。以下この号において同じ。)の同族会社

(法人税法第二條第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。)

2 法第七十三條第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、

次の各号に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 違反者の役員等

四・五 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数

關係を有する者等)

第一条の十一 法第七十三條第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 違反者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八條第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。)

二 違反者の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八條第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。)

三 違反者と同一の親会社をもつ会社等(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八條第三項に規定する会社等をいう。以下同じ。)

四 違反者(個人に限る。以下この号において同じ。)の同族会社

(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第十号に規定する同族会社をいい、違反者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。)

2 法第七十三條第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、

次の各号に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 違反者の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下この章において「役員等」という。)

四・五 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数

料等の額)

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な

料等の額)

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な

的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 (略)

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十六 法第七十四条の二第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の二第二項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 (略)

2 (略)

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十六 法第七十四条の二第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の二第二項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十九 法第七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払わ

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 (略)

2 (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十九 法第七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われる

れるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 (略)

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下

べき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 (略)

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下

この項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該売買等をした場合、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。

）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

この項において「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該売買等をした場合、イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。

）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

2 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用財産の総額

二 (略)

2 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は

又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

3 (略)

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証

支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 (略)

3 (略)

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等（法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証

券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合、特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 (略)

3 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

券等の売付けその他の有償の譲渡又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合、特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 (略)

3 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の買付け等（法第七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4  
(略)

第三章 雑則

(出頭命令の手續)

第六十三條 法第七十七條第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載した出頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければならない。

- 一 相手方の氏名又は名称
- 二 相手方に求める事項
- 三 出頭すべき日時及び場所
- 四 出頭しない場合における法律上の制裁

二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4  
(略)

(新設)

(新設)

改正案

現行

<p>別紙様式(第六十一条の七第一項関係) (略) (記載上の注意) (略)</p> <p>1 違反の類型 (1) 「発行開示書類等の虚偽記載等」、「大量保有・変更報告書の不提出」、「特定開五行為」、「特定証券等情報の虚偽等」、「発行者等情報の虚偽等」、「自己株式取得の内部者取引」等、報告に係る違反の類型を具体的に記載すること。 (2) (略)</p> <p>2 違反の概要 (1) (略) (2) 例えば、 イ 当該違反が発行開示書類等又は継続開示書類等の虚偽記載等である場合は、当該虚偽記載等に係る発行開示書類等又は継続開示書類等を特定するに足りる事項、当該虚偽記載等の内容 ロ 当該違反が大量保有・変更報告書の不提出である場合は、提出すべき大量保有・変更報告書の提出事由及び当該提出事由が生じた時期、当該大量保有・変更報告書の提出期限 ハ 当該違反が特定証券等情報又は発行者等情報の虚偽等である場合は、当該虚偽等に係る特定証券等情報又は発行者等情報を特定するに足りる事項、当該虚偽等の内容 ニ 当該違反が特定開五行為である場合は、当該特定開五行為に係る虚偽記載等又は虚偽等の内容 ホ 当該違反が自己株式取得の内部者取引である場合は、当該取引の方法、数量、価格及び時期、違反に係る業務等に関する重要事実の内容、公表がされた時期</p>	<p>別紙様式(第六十一条の七第一項関係) (略) (記載上の注意) (略)</p> <p>1 違反の類型 (1) 「発行開示書類等の虚偽記載等」、「継続開示書類等の虚偽記載等」、「大量保有・変更報告書の不提出」、「特定証券等情報の虚偽等」、「発行者等情報の虚偽等」、「自己株式取得の内部者取引」等、報告に係る違反の類型を具体的に記載すること。 (2) (略)</p> <p>2 違反の概要 (1) (略) (2) 例えば、 イ 当該違反が発行開示書類等又は継続開示書類等の虚偽記載等である場合は、当該虚偽記載等に係る発行開示書類等又は継続開示書類等を特定するに足りる事項、当該虚偽記載等の内容 ロ 当該違反が大量保有・変更報告書の不提出である場合は、提出すべき大量保有・変更報告書の提出事由及び当該提出事由が生じた時期、当該大量保有・変更報告書の提出期限 ハ 当該違反が特定証券等情報又は発行者等情報の虚偽等である場合は、当該虚偽等に係る特定証券等情報又は発行者等情報を特定するに足りる事項、当該虚偽等の内容 (新設) 三 当該違反が自己株式取得の内部者取引である場合は、当該取引の方法、数量、価格及び時期、違反に係る業務等に関する重要事実の内容、公表がされた時期</p>
--	---

改正案	現行
<p>（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるものいづれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条、第五十二条及び第五十三条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等である場合にあつては、<u>属する企業集団</u>）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社</p>	<p>（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるものいづれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条、第五十二条及び第五十三条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該株</p>

等である場合にあっては、会社の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該株式交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換

ロ (略)

六 法第六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 合併による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ (略)

七 法第六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が当該会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下イにおいて同じ。）の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当

式交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換

ロ (略)

六 法第六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 合併による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ (略)

七 法第六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる

該分割による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団。以下ロにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 法第六十六條第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。）の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

こと。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 法第六十六條第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該事業の譲受けによる会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下ロにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ (略)

九 法第六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれか

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ (略)

九 法第六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれか

に該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式又は持分の取得価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式

に該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の

式(発行済優先出資を含む。)の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) 業務上の提携により他の会社(協同組織金融機関を含む。

( )と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。) 新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得たものがいずれも会社(協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合)にあつては、会社の属する企業集団とする。以下(3)において同じ。)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社(協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合)にあつては、会社の属する企業集団とする。)の売上高の減少額が当該会社(協同組織金融機関を含む、特定上場会社等で

総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) 業務上の提携により他の会社(協同組織金融機関を含む。

(3)において同じ。)と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。) 新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得たものがいずれも会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当する

ある場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式(優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。)又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式又は持分の帳簿価額が会社(協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少ない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合 当該相手方に取得されている株式の数が会社(協同組織金融機関を含む。)の最近事業年度の末日における発行済株式(発行済優先出資を含む。)の総数の百分の五以下であること。

(3) 業務上の提携により他の会社(協同組織金融機関を含む。(3)において同じ。)と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社(協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下(3)において同じ。)の最近事業年度の末日にお

こと。

(1) 業務上の提携により相手方の会社(協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ。)の株式(優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。)又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少ない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合 当該相手方に取得されている株式の数が会社の最近事業年度の末日における発行済株式(発行済優先出資を含む。)の総数の百分の五以下であること。

(3) 業務上の提携により他の会社(協同組織金融機関を含む。(3)において同じ。)と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を

る純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

十一 令第二十八条第二号に掲げる事項 次に掲げる子会社（令第二十九条第八号に規定する特定の子会社（以下「連動子会社」という。）を除く。）の異動を伴うものであること。

イ 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である子会社

ロ 新たに設立する子会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも会社（協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該会社の最近事業年度の売上高

乗じて得たものが会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

十一 令第二十八条第二号に掲げる事項 次に掲げる子会社（令第二十九条第八号に規定する特定の子会社（以下「連動子会社」という。）を除く。）の異動を伴うものであること。

イ 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である子会社

ロ 新たに設立する子会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも会社（協同組織金融機関を含む。ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる子会社

の百分の十に相当する額未満であると見込まれる子会社

十二 令第二十八条第三号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 固定資産を譲渡する場合にあつては、会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が当該会社の同日における純資産額の百分の三十未満であること。

ロ (略)

十三 令第二十八条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十四 令第二十八条第九号に掲げる事項 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号並びに第五十二条第一項第十一号及び第二項第十一号において同じ。）

の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売

十二 令第二十八条第三号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 固定資産を譲渡する場合にあつては、会社（協同組織金融機関を含み。ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であること。

ロ (略)

十三 令第二十八条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十四 令第二十八条第九号に掲げる事項 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号並びに第五十二条第一項第十一号及び第二項第十一号において同じ。）

の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出

上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項、次条及び第五十一条の「特定上場会社等」とは、上場会社

等であつて、当該上場会社等に係る直近の有価証券報告書（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいい、法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。）又はこれに類する書類（認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているものであつて、公衆の縦覧に供されているものに限る。）に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社（財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。）に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く。）が売上高の総額の百分の八十以上であるものをいう。

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、

する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

（新設）

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、

当該各号に定めることとする。

一 法第六十六條第二項第二号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

三 令第二十八條の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの

当該各号に定めることとする。

一 法第六十六條第二項第二号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

三 令第二十八條の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの

提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であるの見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事

提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事

業年度においていずれも当該裁判等による会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 令第二十八条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十八条の二第八号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十八条の二第九号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。第五十三条第一項第六号及び同条第二項第六号において同じ。）との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業

業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 令第二十八条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十八条の二第八号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十八条の二第九号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。第五十三条第一項第六号及び同条第二項第六号において同じ。）との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十八条の第二十号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。

九 令第二十八条の第二十一号に掲げる事実 発見された資源の探掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該資源を利用する事業による会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団）（以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 (略)

(重要事実となる当該上場会社等の売上高等の予想値等)

第五十一条 法第六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等（同号に規定する売上高等をいう。以下この条において同じ。）若しくは配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについては、次の各号（当該上場会社等が特定上場会社等である場合の当該上場会社等の売上高等について

八 令第二十八条の第二十号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。

九 令第二十八条の第二十一号に掲げる事実 発見された資源の探掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 (略)

(重要事実となる当該上場会社等の売上高等の予想値等)

第五十一条 法第六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等（同号に規定する売上高等をいう。以下この条において同じ。）若しくは配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについては、次の各号（当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については、第四号を除く。）に掲

ては第一号から第三号までを除き、当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については第四号を除く。）に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一〜四 (略)

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第六十六條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〜五の二 (略)

六 法第六十六條第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九條第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予

げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一〜四 (略)

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第六十六條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〜五の二 (略)

六 法第六十六條第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九條第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予

定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合新たに当該相手方に取得される株式の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合新たに当該相手方に取得される株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の相手方の取得価額が当該  
上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における  
純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の  
十に相当する額未満であること。

(3) (略)

八・九 (略)

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止  
又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始  
する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当該上  
場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最  
近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込ま  
れること。

十一 令第二十九条第六号に掲げる事項 新たな事業の開始の予定  
日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度  
においていずれも当該新たな事業の開始による当該上場会社等  
属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度  
の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、  
当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該  
企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百  
分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十二 (略)

2 (略)

当該相手方に取得されている株式の数が当該子会社の最近事  
業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む）  
の総数の百分の五以下であること。

(3) (略)

八・九 (略)

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止  
又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始  
する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高  
の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売  
上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十一 令第二十九条第六号に掲げる事項 新たな事業の開始の予定  
日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度  
においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が  
当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分  
の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業  
の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近  
事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当す  
る額未満であると見込まれること。

十二 (略)

2 (略)

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十三条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことであつては、訴訟の目的の価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社(協同組織金融機関を含む)。

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十三条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことであつては、訴訟の目的の価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社(協同組織金融機関を含む)。

（）の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことであつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

（）の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことであつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十九条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 (略)

六 令第二十九条の二第八号に掲げる事実 主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 (略)

八 令第二十九条の二第十号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 (略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号から第五号までに規定する重要

四 令第二十九条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 (略)

六 令第二十九条の二第八号に掲げる事実 主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 (略)

八 令第二十九条の二第十号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 (略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号又は第三号に規定する重要事実

事実等（同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。）又は公開買付け等事実（同項第一号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。）の通知を受けた金融商品取引所（当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。）は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

2～4 （略）

（合併等に係る特定有価証券等又は株券等の特に低い割合）

第五十八条の二 法第六十六條第六項第八号及び第六十七條第五項第八号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第六十六條第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十三 （略）

等（同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。）又は公開買付け等事実（同項第二号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。）の通知を受けた金融商品取引所（当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。）は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

2～4 （略）

（新設）

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第六十六條第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十三 （略）

254 (略)

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三條の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 十六 (略)

(株券等に係る売付け等に準ずるもの)

第六十一条 令第三十三條の四第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 十六 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十二号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

254 (略)

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三條の三第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 十六 (略)

(株券等に係る売付け等に準ずるもの)

第六十一条 令第三十三條の四第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 十六 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

2  
~  
4

(略)

2  
~  
4

(略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(26) (略) (27) 事業の内容 a・b (略) c 提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載すること。</p> <p>(28)～(87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(26) (略) (27) 事業の内容 a・b (略) (新設)</p> <p>(28)～(87) (略)</p>

改正案	現行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 事業の内容 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公表の擬置に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>(8)～(66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 事業の内容 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。</p> <p>(8)～(66) (略)</p>

改正案	現行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (13) (略) (14) 事業の内容 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公表の趣旨に係ることににより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>(15) ~ (48) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (13) (略) (14) 事業の内容 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。</p> <p>(15) ~ (48) (略)</p>

改正案	現行
<p>(運用報告書の交付)            第三百三十四条 (略)</p> <p>2 運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第九十六条第四項に規定する対象有価証券（その保有額の当該運用財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、同条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し交付した当該投資一任契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は運用報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(運用報告書の交付)            第三百三十四条 (略)</p> <p>2 運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第九十六条第四項に規定する対象有価証券が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、同条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し交付した当該投資一任契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は運用報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（信託財産状況報告書の記載事項等） 第十九条（略） 2～6（略） 7 信託業務を営む金融機関は、対象財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三十一条の二十二第三項において同じ。）（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）若しくは第三十一条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。 一～四（略）</p>	<p>（信託財産状況報告書の記載事項等） 第十九条（略） 2～6（略） 7 信託業務を営む金融機関は、対象財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三十一条の二十二第三項において同じ。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）若しくは第三十一条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。 一～四（略）</p>

改正案	現行
<p>（運用報告書の記載事項） 第五十三条の二（略）</p> <p>2 基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。） （その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。</p> <p>一〜四（略）</p>	<p>（運用報告書の記載事項） 第五十三条の二（略）</p> <p>2 基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。</p> <p>一〜四（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(信託財産状況報告書の記載事項等) 第三十七条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 信託会社は、対象財産に対象有価証券（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第三十条の二十三第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(信託財産状況報告書の記載事項等) 第三十七条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 信託会社は、対象財産に対象有価証券が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第三十条の二十三第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（取引調査課の所掌事務）</p> <p>第十五条 取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる調査又は報告の受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「取引調査等」という。）。</p> <p>イ 金融商品取引法第百七十七条の規定に基づく調査（同法第百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に関する調査を除く。）。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>（開示検査課の所掌事務）</p> <p>第十五条の二 開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる報告の徴取若しくは受理、資料の徴取、検査又は調査に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「開示検査等」という。）。</p>	<p>（取引調査課の所掌事務）</p> <p>第十五条 取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる調査又は報告の受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「取引調査等」という。）。</p> <p>イ 金融商品取引法第百七十七条の規定に基づく調査</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>（開示検査課の所掌事務）</p> <p>第十五条の二 開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる報告の徴取若しくは受理、資料の徴取、検査又は調査に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「開示検査等」という。）。</p>

イ・ロ (略)  
ハ 金融商品取引法第一百七十七条の規定に基づく調査  
ニ・ホ (略)  
二・三 (略)

イ・ロ (略)  
(新設)  
ハ・ニ (略)  
二・三 (略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(特定上場会社等の業務等に関する重要事実の軽微基準に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第四十九条第二項の規定は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「法」という。）第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいい、法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。）又はこれに類する書類（認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているものであって、公衆の縦覧に供されているものに限る。）について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。